

# 「大和市における市民活動団体のサービス調査」 中間報告

光 本 伸 江

## はじめに

地方自治総合研究所・公共サービス研究会では、「公共サービス」にかかわって供給主体の多様化や「新しい公共」に関する研究を行ってきたところである。本稿は、「新しい公共を創造する市民活動推進条例」（2002年）で有名となった、神奈川県大和市における、市民活動団体のサービス調査の中間報告を行うものである。なお、本稿は調査の概要および単純集計結果報告であるため、別稿にて分析結果を含めた最終報告を行うことを予定している。

## I 調査の概要

### 1. 調査目的

内閣府や各自治体において、市民活動団体の実態調査や、市民活動団体への支援策に関する調査が行われてきた。これらの調査研究によって、日本における市民活動団体の活動内容や、支援の現状について概要は明らかとなってきた。しかしながら、小規模の活動であるが、地域にとっては必要とされているような市民活動団体の実態まで分け入った調査を行うことは容易ではない。加えて、ある地域における、これらの小規模のボランティア活動レベルから、NPO法人や社会福祉協議会等を含めた、市民社会が提供するサービスの多様性や供給量に関しても、未だ明らかにされてはいない。

そこで、本調査チームは、神奈川県大和市における公共サービスに着目し、市民活動団体が提供しているサービスに関する調査を行った。大和市は、その公共サービス提供の多

くを市民活動団体が担っているといわれており<sup>(1)</sup>、かつ構造改革特区制度を活用した福祉移送サービスの実施や、2002年に制定された「新しい公共を創造する市民活動推進条例」による協働事業実施など、市民活動に関する新しい取り組みがなされてきた。この大和市において、市民活動団体が実際にどのような事業（内容）を、どれだけ供給しているのか（量）、調べることは有意味であろう。

大和市自身においても、2000年に調査が行われており、その報告書『わたしたちの大和の市民活動の姿 平成12年度 市民活動団体実態調査報告書』（平成12年11月大和市役所市民経済部市民活動課）も出されている。同報告書は、市内の市民活動団体の全体的把握がなされており、貴重な情報が提供されている。この報告書をふまえ、本調査は、市民活動分野のなかでも「福祉分野」に焦点を絞ることで、市民活動の実態についてより綿密に調査を行い、大和市における市民が担う福祉サービスの実際をより詳細に把握することを目的とした。

福祉分野における民間非営利活動が飛躍的に増加したことは明白である。介護保険事業が制度的な支えであるが、いくつかの種類サービスが事業として確立しつつある。一方で事業化されにくい様々なニーズが、ボランティア団体や地域に根拠を置く団体によって幅広く供給されている姿も明らかになった。とりわけ地区社会福祉協議会をはじめとする地域団体の役割についても評価の基礎を提供することとなった。何点かの具体的事業については、政策効果を測る枠組みを示している。大和市の掲げる「協働事業」がどのような特徴を持ってどのように機能したかの把握を可能にしようとした。他方、ニーズが存在していることは予想できるのに、事業、団体、供給量などの指標では顕在化していないサービスの存在も明らかになってきた。より小さなコミュニティ・集団の重要性を示唆しているのかもしれない。

本調査は、調査をお願いした市民活動団体をはじめ、大和市役所および大和市社会福祉協議会などの協力を得て行われた。調査にあたっては、大和チーム（河崎民子、片平康雄、鈴木祐司）と自治総研チーム（辻山幸宣（主査）、佐野幸次、菅原敏夫、土屋耕平、堀内匠、山岸達矢、光本伸江（事務局））が共同研究体制を組み、調査を実施した。

---

(1) 『大和市高齢者保健福祉計画進捗状況調べ』（1998）によれば、平成9年度ホームヘルプ事業実績約64,000時間のうち3分の1にあたる約24,000時間を民間非営利団体が提供していたとされている。

## 2. 調査対象および回収状況

本調査では、大和市において活動を行っている福祉分野の市民活動団体に対し、調査を行った。一般に、「福祉サービス」といっても、様々な定義と実態が存在している。本調査においては、大和市における市民活動団体の名称、定款や紹介文等で「福祉」の文言があるものを、「福祉サービス」としてとらえることとする。

調査対象とした団体の性格および回収状況は**図表 1 回収状況**のとおりである。NPO法人13団体、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という）11団体、地域作業所<sup>(2)</sup>10団体、企業組合2団体、その他ボランティア団体（以下、「ボランティア団体」という）45団体、計81団体より回収した<sup>(3)</sup>。地区社協と地域作業所は大和市内のすべての団体を網羅している。NPO法人の回収率は62%、ボランティア団体は59%であった。

図表 1 回収状況

団 体	回収数	非回答
N P O 法 人	13	8
地 区 社 会 福 祉 協 議 会	11	—
地 域 作 業 所	10	—
企 業 組 合	2	—
そ の 他 ボ ラ ン テ ィ ア 団 体	45	31
計	81	39

## 3. 調査方法および調査日程

2006年6月～2006年10月に、調査票（資料参照）の郵送を行った。その上で調査員が団体を訪問し、面接調査形式によって調査票を記入し、回収を行った。調査票は量的調査を

- 
- (2) 地域作業所は、大和市障害者地域作業指導事業実施要綱に基づき市が設置する障害者の通園施設であるが、当事者団体である大和市中心身障害児者福祉団体連合会等が事業の実施主体となっており、それぞれの地域作業所が自律的に運営されているため、本調査では各地域作業所を市民活動団体として扱い、調査対象としている。
- (3) やまとボランティアセンター『ボランティアグループ便覧やまと 2005年度版』、社会福祉法人大和市社会福祉協議会やまとボランティアセンター『平成17年度版 住人十色のまちづくり～地区社会福祉協議会の概要～』等から対象団体を選択した。

中心としているが、面接調査の際に、数値として表れ難いような現場の実際についても聞き取りを行った（聞き取り調査部分に関しては最終報告に予定している）。

## Ⅱ 調査結果

### 1. 大和市の基礎統計

調査結果報告にあたり、大和市の人口に対する、本調査がいう福祉サービスの対象者（高齢者、子ども、親、障害者、外国人）の人数、世帯数（図表 2 大和市の基礎統計）を示しておく。

図表 2 大和市の基礎統計

人口 <sup>※1</sup>		218,916	人
高齢者 <sup>※1</sup>		35,137	人
	要介護 <sup>※2</sup>	4,416	人
	独居 <sup>※3</sup>	3,235	人
子ども（14歳未満） <sup>※1</sup>		30,632	人
	未就学 <sup>※3</sup>	12,306	人
親	6歳未満がいる世帯 <sup>※4</sup>	9,979	世帯
	12歳未満がいる世帯 <sup>※4</sup>	16,483	世帯
障害者 <sup>※2</sup>		6,024	人
	知的 <sup>※5</sup>	911	人
	内18歳以上 <sup>※5</sup>	555	人
	精神 <sup>※5</sup>	574	人
	身体 <sup>※5</sup>	4,539	人
	内18歳以上 <sup>※5</sup>	4,410	人
外国人 <sup>※6</sup>		6,530	人

※1 2006年9月30日現在（住民基本台帳）

※2 2006年3月31日現在（『保健と福祉』平成18年版）

※3 2006年4月1日現在（『保健と福祉』平成18年版）

※4 2005年10月1日現在（国勢調査）

※5 手帳所持数

※6 登録人数

## 2. 大和市における「福祉サービス」の分類とその定義

大和市が2000年に行った市民活動団体実態調査をはじめとして、これまで行われてきた市民活動の実態調査では、対象団体を、主たる活動内容で分類する手法が用いられることが多かった。しかし、市民活動団体の活動内容は多岐にわたり、1団体が1事業のみ行っている場合もあれば、1団体で5つ以上の事業を行っている場合もある。特に地区社協は、高齢者や児童など対象者が多様である等の団体の性質からも、10以上の事業を実施している。後述するように、事業には事業単独で採算のとれるものとそうでないものがあり、団体でそれらの事業を並行して行うことによって、団体としての収支を均衡させながらより多くの活動を行おうとする傾向がある。いわば「本業」に対する「副業」の存在の大きさを無視できない。

このような市民活動団体の多様性をより適切に調査結果に反映させるため、本調査では、調査票を対象団体が実施している事業単位で設計した。その結果、81団体の提供しているサービス事業数は、267事業であった。この267の事業はそれぞれ何らかの独自性を持った活動ではあるが、聞き取りの結果から同質の事業であると思われるものが含まれていることが分かった。本稿は、大和市において市民活動団体によって担われている福祉サービスの量的分析を行うことを目的としているため、これらを以下のような21分類にまとめた上で分析を行う。この分類には、先行調査としてあげた大和市民活動団体実態調査報告書等で使用されているサービスの分類と定義からではなく、改めて以下のサービス分類とその定義を設定した。もちろん、1つのサービス（事業）が、複数の目的を持つことがあるが（交流と健康増進を目的とする事業など）、本報告では集計のために単純化し、1つのサービス（事業）につき1つの分類を行っている。

なお、それぞれの事業が団体内や団体間でどのように関連しているかの具体的記述については最終報告において行うため、本稿では割愛する。

### (1) 移 送

移動制約者の通院・通所・社会参加の足を提供する事業。

### (2) 配 食

高齢者・障害者・病人への配食（食事を戸別に提供する）事業。

**(3) 介護保険事業**

介護保険制度を用いたデイサービス、ホームヘルプ、ケアマネジメントの事業。移送、配食等の保険点数加算になるような事業を含む場合もあるが、当該加算事業のみを専門に行うわけではない。

**(4) 支援費事業**

障害者支援事業。就労支援及び介護サービスを含む。

**(5) 授産事業**

地域作業所において障害者に福祉的就労の場を提供する事業。民間企業から受託した作業等を行い、作業工賃としてそれを利用者（障害者）に分配する。

**(6) 生活支援**

高齢者、障害者、ひきこもり児童等に対する生活支援を指す。(7)たすけあい事業との相違は、特定の項目を専門に行っている点である。例えば、ひきこもり児童散髪、文書の音声化、点訳、失聴者向けノートとり、車いすの清掃点検、車いす介助、買い物代行、清掃、草取り、ゴミ出し、外出介助、点図づくり等があった。

**(7) たすけあい**

家事、介護、病院関係、産前産後、子守、保育園送迎その他、利用者の希望に応じて手助けを行う事業。(6)生活支援事業との違いは、あらかじめ用意された特定のメニューではなく、利用者の要求に応じて可能なことならば何でも行う点である。

**(8) 子育て支援**

親への支援を指す。悩み相談、母親同士のおしゃべり、母親間情報交換、派遣型子育て支援、親子・家族のふれあい等がある。(9)保育との違いは、対象者が子どもではなく、親である点である。

**(9) 保育・預かり**

一時預かり等のサービス。

**(10) 家族介護者慰問**

高齢者介護を行っている家族に対する慰労事業。実際には、金券の配布等である。

**(11) 健康増進・更生指導**

リハビリ、健康体操等の健康増進等を目的としたサービス。例えば、リハビリ、ドーマン法、寝たきり防止講座、健康体操等があった。

**(12) ふれあい訪問**

市社協の補助事業。土産物を持って、独居老人に対する戸別訪問を行う事業。慰問（話し相手）と安否確認を目的としている。

**(13) ミニサロン**

市社協のひまわりサロンと、ミニサロンを指す。ここでの「サロン」とは、茶話会、健康体操等のことであり、高齢者（自力で参加可能、一人暮らし等）の相手をする集まりのことである。

**(14) 親睦・交流**

利用者同士、利用者と事業者、地域住民、地縁組織等、集団での交流会及び親睦会の事業。提供者側も参加する場合が多い。また、地域作業所のレクリエーションもここに含むが、これは障害者の性質から「日常生活に必需のもの」として行われる。名目は研修旅行だが事実上の慰安旅行であるものなども含まれる。例えば、レクリエーション、交流会や、地域の祭、芋掘り、ゲートボール大会等のイベント、敬老の集い等がある。

**(15) 趣味・娯楽の提供**

施設を訪問して、特技の披露を行ったりするもの。(14)親睦・交流事業のイベントとの違いは、サービスの担い手と受け手の関係がはっきりしている点である。また、何らかの知識や技術が必要とされる。例えば、日舞、懐メロ、車いすレクダンス、合唱、玉すだれ実演等がある。

**(16) 場所の提供**

団体が行っている別事業の合間の時間等に、施設を地域に解放したり、交流の場を提供する事業。場所を提供することが目的であって、そこで行われることについての企画・運営を行うことが主ではない。

**(17) 講習**

特定の技術および知識を身につけることを目的とした研修・講習事業。メンバーの技術能力を高めるための講習を、外部や内部で受講させるものや、講師として外部で講義を行うものがある。例えば医療講演会、手話講座、点訳講習会、健康料理講習会、日本語教室、視覚障害者向けパソコン講座等がある。

**(18) 情報発信**

団体やサービスに関する情報を提供する事業。広報誌の発行や啓発活動等がある。どのようなサービスが存在し、必要とされているのか、対象者や一般市民に対する情報発信の意味もある。

**(19) 物品販売・提供**

自分たちで製作したものではない物品を販売したり、提供する事業。地域作業所の軽作業はこれに含まない。収益金は、寄付や他事業に使われる。

**(20) 他団体事業の手伝い・参加**

他の団体が主催している催しや事業、施設運営等を手伝ったり、参加することが目的の事業。手伝う事業の内容は様々である。補助金を交付するだけのものも含んでいる。

**(21) その他**

上記の分類に当てはまらない事業。例えば、環境保全（市内公園の砂場清掃、放置自動車撤去）、民衆支援事業（NGOに対する資金援助等）等があった。



### 3. 調査結果

#### 3.1. 調査票の目的

本調査は「大和市内で市民活動団体が行っている福祉分野のサービス」に限定した上で、大和市における市民活動団体のサービス調査票（資料参照）によって、次の点を明らかにすることを目的とした。第1に、サービスの広がり（提供主体と、提供されているサービスの種類）を網羅的に把握することである〔問1〕。第2に、提供されているサービスを、量的に把握することである〔問2〕。第3に、どのようなサービスが、どのような対象者に対してどれだけ行われているのかを明らかにすることである〔問3〕。第4に、そのサービスが、どの程度の経済規模で実施されているのか、その収入源や収支状況の実態から明らかにすることである〔問4〕。第5に、サービスがどの位の従業者によって支えられているのかを把握することである〔問5〕。なお、データは2005（平成17）年度のデータである。

#### 3.2. 集計結果

##### （1）市民による福祉サービスと担い手の広がり〔図表3・4〕

**図表3 分類別実施事業**は、分類ごとによいくつの事業が何団体によって行われているのかを表したものである。事業数としては、親睦・交流、講習、他団体事業の手伝い・参加の3事業が多く実施されている。

親睦・交流事業については、これを中心的な活動目的とする団体が存在している。また、他事業を本来の目的としながらも、利用者と提供者の交流をはかったり、提供者同士の親睦を深めたりするために、親睦・交流事業を実施する団体も多くあった。NPO法人や地区社協といった種類に関係なく、多くの団体が一様に実施している点にも特徴がある。市民活動団体がこのような親睦・交流事業を重視している点はヒアリングでもうかがえたが、実施団体数にその点が現れている。

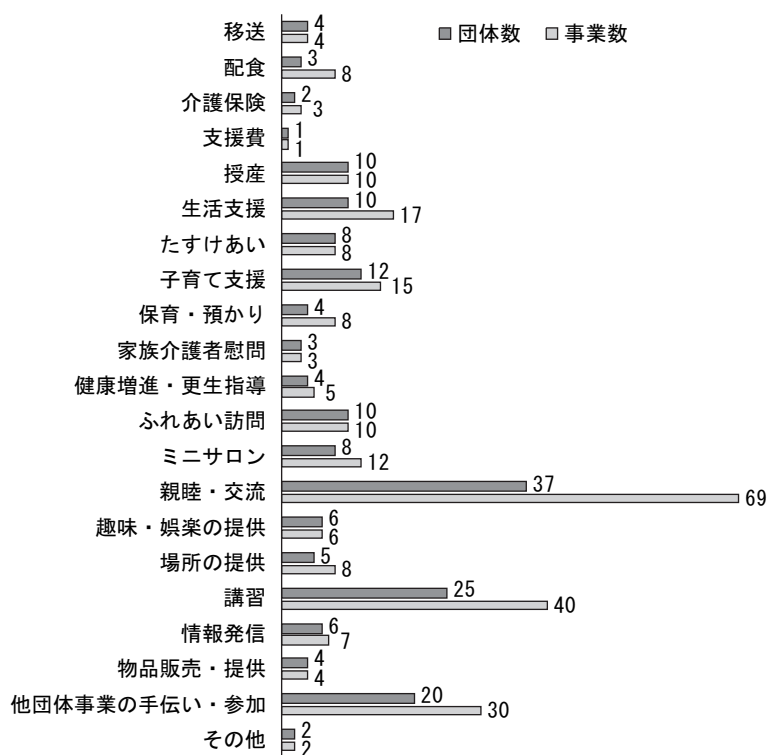
共催まで含めると、他団体事業の手伝い・参加は33事業行われている。手伝い・参加の相手先は、高齢者施設や障害者施設等の施設の雑務や、町内会・自治会等が主催する地域の行事、市社協の事業に対する人手の提供等が目立つ。他に、全国組織を持つ団体の場合は支部としての本部の手伝いや、NGOへの寄付（具体的な活動を伴わず、金銭提供のみが活動内容であるもの）もここには含まれ、活動の範囲は大和市に限らない。**図表4 事業別実施団体**をみると、NPO法人、地区社協、ボランティア

団体の各種団体において行われている事業であり、市民団体間や市民団体から施設等へ、資金・人材が流れていることが分かる。

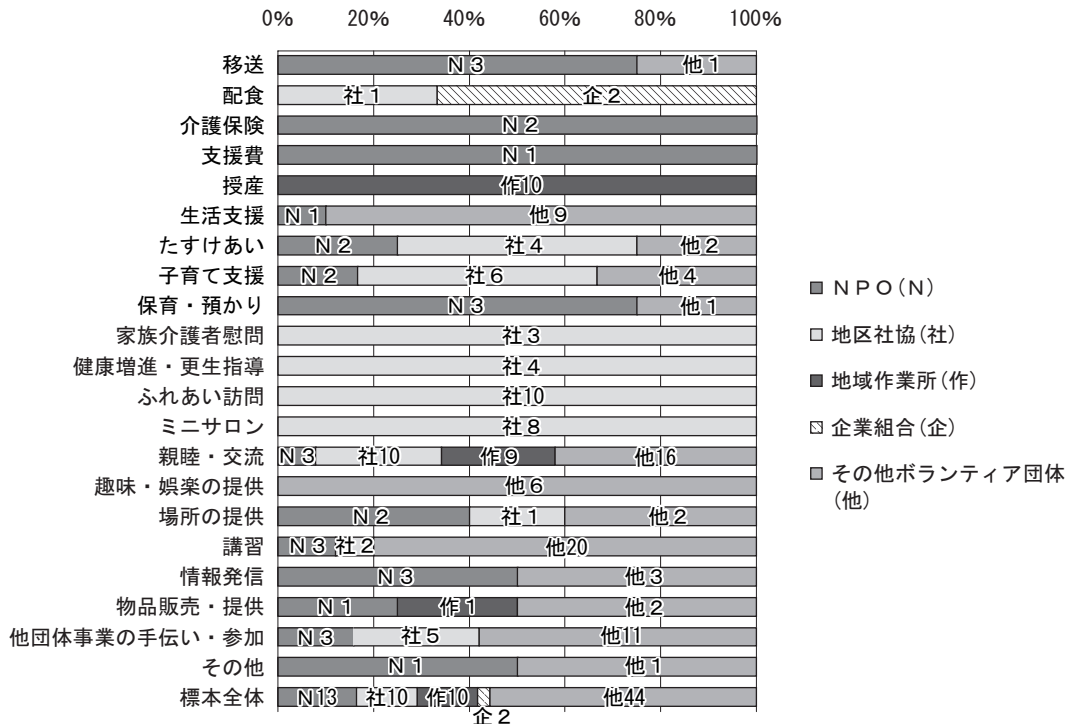
講習事業は、ほとんどがボランティア団体によって行われている（図表4）。ここでいう講習事業は、団体の問題関心に基づく講習会や、パソコンや手話などの具体的な技術を身につけることを目的とした講座が含まれる。例えば、市の介護保険関連の資格講座に講師として呼ばれる（ワーカーズ・コレクティブ想）など、地区社協やボランティア団体と比較すると、NPO法人がより専門性の高い講習事業を行っている場合がある。実施事業数の多い親睦・交流事業、他団体事業の手伝い・参加、講習事業は、いずれもサービスの担い手と受け手の応答性の強い事業であり、市民活動団体が利用者や団体間で交流を深め、そのなかで信頼や技術・情報を得ようとしている姿が現れている。

なお、図表4 事業別実施団体にあるように、介護保険事業の担い手のすべてがNPO法人であるのは、本調査が民間事業者を調査対象としていないためである。

図表3 分類別実施事業



図表 4 事業別実施団体



(2) 市民活動が生み出すサービスの量 [図表 5・6・7・8]

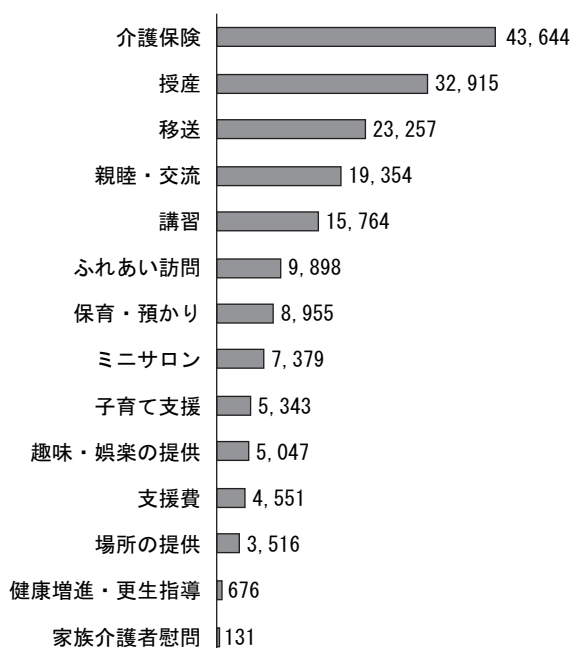
市民団体の活動が生み出しているサービス量がどの位の規模であるかを知るために、当該事業で1年間（2005年度）にサービスを提供した、対象者ののべ人数（図表5 提供のべ人数）、提供時間（図表6 提供のべ時間）、実施回数（図表7 提供のべ回数）、個数（図表8 提供のべ個数）を調査した。複数の測定単位を用いたのは、サービスの種類が多岐にわたるため、単一の単位では活動量を計ることができず、また、性質の違う事業同士を比較することが困難であるからである。本調査では、4つの単位のうち、当該事業において知り得るすべての単位について記入を行った。悉皆調査ではないので活動総量を表すものではないが、これによってどのような事業が相対的に多く提供されているのかを明らかにすることはできる。

なお、集計結果では人数、時間、回数、個数の4つの単位に換算されているが、現実には活動特有の単位を使用することもある。例えば、移送サービス（ケア・びーくる）の場合、「トリップ」という単位を用いている。移送サービスは利用者の自宅で

身支度から手伝う場合もあり、したがって「1トリップ」は「外出にまつわるすべて」を行うものとして計る単位（指標）である。中間報告は数的量的に把握することを目的として集計しているが、市民活動のサービス量の実際とは、単純に運転時間だけ計る、というわけにはいかないということを留保しておく。

① 提供のべ人数 [図表 5]

図表 5 提供のべ人数



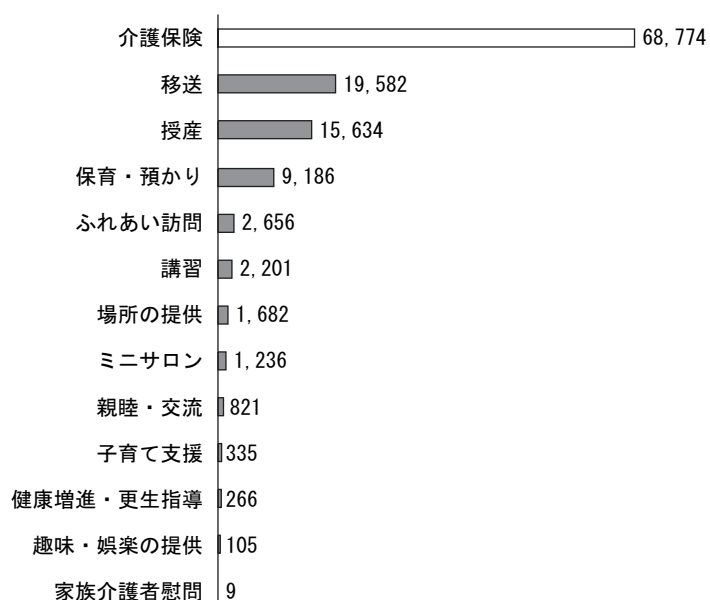
- ※ 図表 5 から図表 8 は、回答に幅があった場合、その中央値（メディアン）を用いた。例えば10～15時間との回答では12.5時間として扱った。
- ※ 1人が1回サービスを受けるたびに1人とカウントした値である。例えば移送サービスの場合、1乗降ごとにカウントされる。行きと帰りと同じ人がサービスを受けていても2人とカウントされる。
- ※ 質問3で得られた①合計のべ人数と質問2の②件数・日数×1単位あたり対象人数で得られる値を用いる。①と②で異なる値が得られた場合、原則的に①を優先したが、明らかに趣旨と異なる数値の場合（対象名簿の人数が記載されている場合等）には①で値が得られても②の値を用いた。
- ※ 施設型サービスの場合、1日を1単位として、（収容人数×開設日数）の値を用いた。
- ※ 他団体が主催する事業に対する支援事業については除いた。また、ふれあい広場のような、不特定多数が集まる催しについても人数が特定できないために省いた。

最も多くの人数に提供されているサービスは、介護保険事業である。介護保険事業は、事業者数について他の事業と比較すると少なく（図表3 分類別実施事業）、ワーカーズ・コレクティブ想がほとんどを占めている。

次いで授産事業が多い。1回あたりの対象者数は多くはない（1施設10人強、10施設）ものの、施設において労働作業と日常生活訓練を行うという性質から、のべ人数が多くなっているようである。

## ② 提供のべ時間 [図表6]

図表6 提供のべ時間



※ 実際に対象者に対してサービスを提供している時間。催し等における準備期間や、ホームヘルプ事業におけるヘルパーの移動時間等は含まない。

※ 居住型施設事業の場合は（365日×24時間）とした。店舗やショートステイの場合、（1日の開業時間×開業日数）とした。

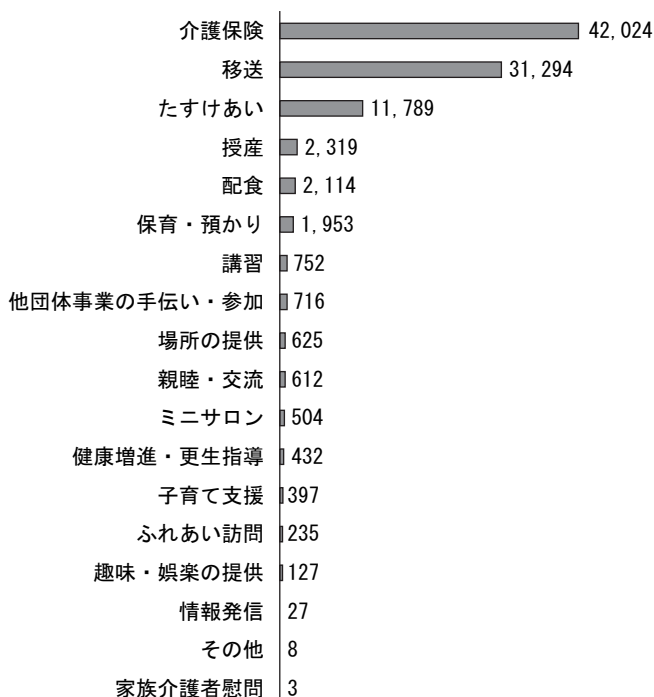
※ ふれあい訪問や移送サービスのように、対象者を一箇所に集めて同時にサービスを提供するような性質でないものの場合、一箇所ごとの時間を積算した。例えば1箇所15分の慰問を20戸に対して行った場合、 $0.25 \times 20 = 5$ 時間となる。

介護保険事業にはケアマネジメント事業が含まれており、居宅介護等と一緒に時間数を足し合わせることができないため、それを除いた場合の居宅介護、デイサービスの提供時間数となるが、68,774時間となり、群を抜いて多い。介護保険事業をのぞき、最も多くのサービス量を提供しているのは、移送サービスである。そのため、時間単位においても、介護保険、移送、授産の3事業が多く提供されていることになる。

また、保育・預かり事業が人数、回数等の他の指標と比較すると多くの時間行われている。この理由としては、預かり型事業であるために、1回あたりの提供時間が長いことがあげられる。実施しているのは4団体8事業と多くはないが、その多くをNPO法人が担っていることもあり、個々の事業が比較的大規模であることが分かる。

### ③ 提供のべ回数 [図表 7]

図表 7 提供のべ回数



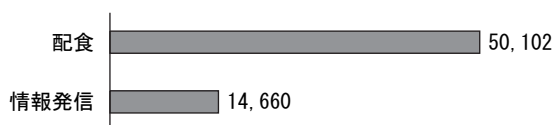
※ 施設型サービスの場合、1日を1回とした。ふれあい訪問事業は時間の換算方法とは異なり、行われている頻度（月2回等）を回数とした。

回数においても介護保険、移送が多いが、授産はそれほど多くはない。授産事業は施設系サービスであるために1日で1回とカウントされているため、介護保険や移送と比較すると1回あたりの提供時間が長いことが分かる。

回数単位では、たすけあい事業が上位に入っている。たすけあいは、単位が「家庭」であったり、作業時間を記録していないために、人数や時間では計測できなかったが、回数単位からみると、市民による福祉サービスとして活動量が多いことが分かる。

#### ④ 提供のべ個数 [図表 8]

図表 8 提供のべ個数



個数で測れるサービスが少ないために、2事業のみのグラフとなっている。配食サービスでは、年間50,102食提供されているが、これには市の受託事業および市の補助配食対象者への独自配食、そして一般向け仕出し弁当(9,546食)が含まれている。この配食数は、調査対象団体が提供している配食数であり、行政の提供・補助する配食サービスのすべてを表しているわけではない。

情報発信事業の個数とは、機関紙、広報誌の提供量であり、部数と読み替えてよい。

サービス量からアプローチすると、介護保険事業や授産事業といった公的補助の整った事業や、それを補ったり付随するような移送サービスやたすけあいサービスが、大きな比重を占めていることが分かる。少なくとも、量的には、「サービスの担い手」だけではなく、「サービスの経済的負担者」についても見極める必要があるということであろう。他方で、小規模のサークルや地区社協の個別事業などは、これらと比較すると、種類は多様であるが、各提供量は少ないようにみえる。ただし、生活支援事業やたすけあい事業等、1つの分類にまとめたものの、そのなかに含まれる活動が多様であって、実施団体が個別に把握していない例(たとえば、庭木の手入れを何時間やったかという記録はとっていない等)や、提供対象が団体であるために具体的な対象者が何名いるのか把握できないようなサービス(学校に提

供される点図等)があるなど、あまりにサービスが多様なために数量的な計測にはなじまないものも多くある。

また、団体数や事業数の多い講習会や各種親睦会等、準備に時間のかかる催しについては、単純に回数や時間で比べることはできないものの、サービス総量は多くないことが分かる。

### (3) 市民による福祉サービスの対象者 [図表9・10]

中間報告では、福祉サービスの受け手側、対象者の属性を、子ども・親、高齢者、障害者、外国人の4つに設定した(図表2)。各対象者にはどのようなサービスが提供されているのか、その提供主体はどこか、みていくことにする(図表9 対象者別の実施事業分布)。

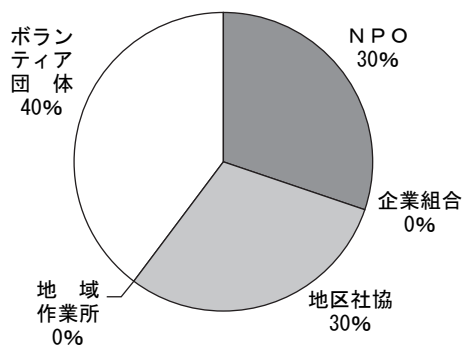
(イ)子ども・親、(ロ)高齢者、(ハ)障害者、(ニ)外国人のうち、当該事業が2005年度にサービス提供の実績があると回答したものを集計している。また、それぞれの対象者の保護者、介護者、家族等を対象とするものもここに含めている。

調査結果では、上記4つの属性以外にも、妊婦や病人、地域住民といった他の属性も存在しているが、紙幅の都合上、中間報告では4つの属性についてまとめている。例えばサービス提供者を対象とする事業(懇親会等)や、地域住民を対象とするような事業(講習会、イベント等)などがある。

図表9 対象者別の実施事業分布

(イ) 子ども・親に対するサービス

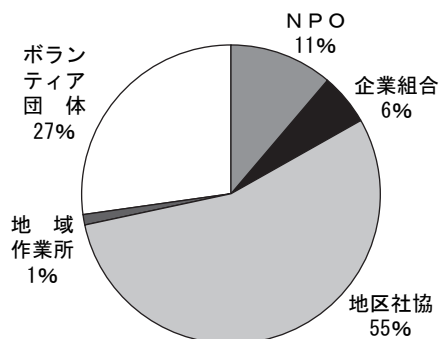
	事業数
たすけあい	2
移 送	1
講 習	6
子育て支援	11
趣味・娯楽の提供	2
場の提供	7
親睦・交流	13
生活支援	2
保育・預かり	8
合 計	52





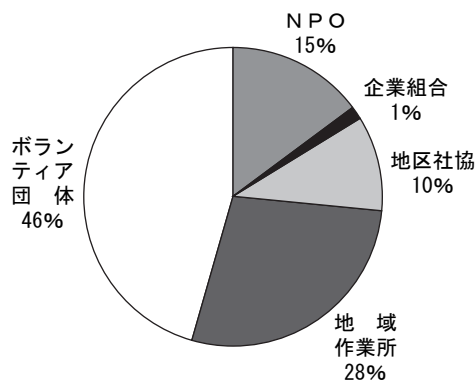
(ロ) 高齢者に対するサービス

	事業数
たすけあい	4
ふれあい訪問	10
ミニサロン	8
移 送	4
家族介護者慰労	3
介護保険	3
健康増進・更生指導	2
講 習	5
子育て支援	2
趣味・娯楽の提供	5
授産事業	1
場の提供	2
親睦・交流	27
生活支援	7
配 食	6
合 計	89



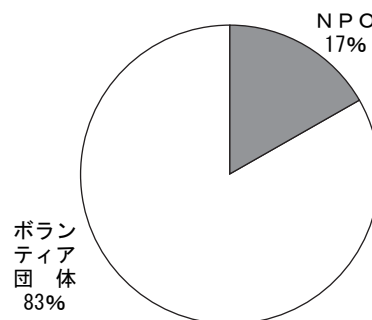
(ハ) 障害者に対するサービス

	事業数
たすけあい	3
移 送	4
健康増進・更生指導	2
講 習	9
支援費	1
施設運営	1
趣味・娯楽の提供	3
授産事業	10
情報発信	1
親睦・交流	23
生活支援	11
配 食	1
保育・預かり	2
合 計	71



(ニ) 外国人に対するサービス

	事業数
保育・預かり	1
講習	3
親睦・交流	2
合 計	6

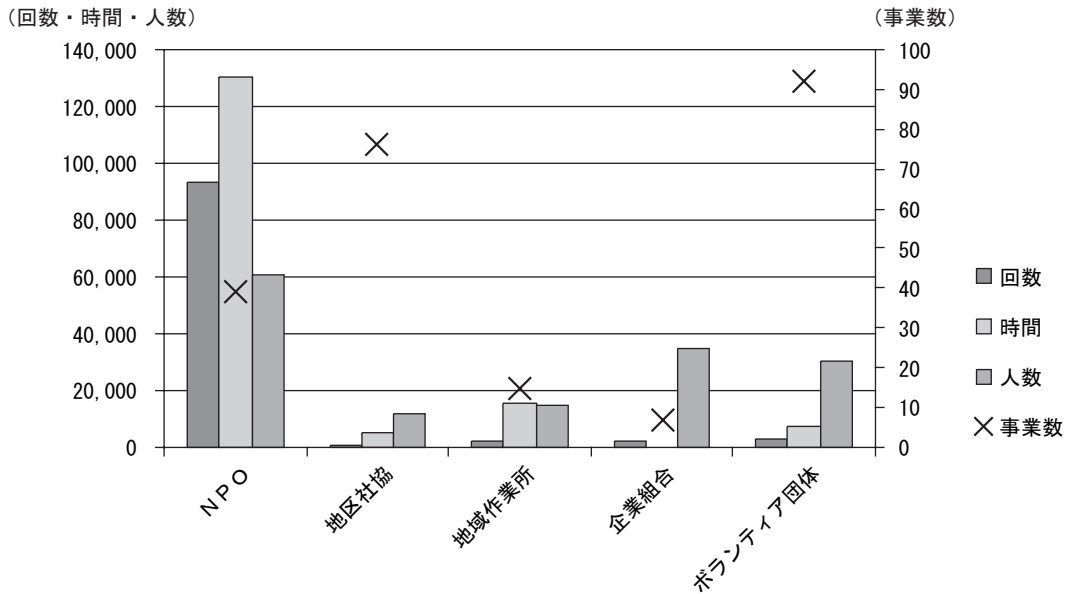


ここで示したものは事業数であり、サービスの厚さを直接に反映しているとは限らないが、4者に対するサービスを比較してみる場合、以下のような特徴があげられる。

まず、高齢者、障害者、子供・親に対するサービスは、種類や事業数共にそろっているようであるが、外国人向けサービスは、他と比べて種類も数も少ない。市内の登録外国人数は、**図表2 大和市の基礎統計**で示したとおり、障害者の数とほぼ同数である。しかし、サービス提供実績では障害者対象が71事業に対し、外国人向けサービスはわずか6事業に過ぎない。また、本調査の数値には外国人にサービスを提供した実績があれば、外国人に特化したサービスでなくとも含まれている。したがって、少なくとも外国人の高齢者や障害者向けのサービスが行われていないことは指摘できる。

次に、提供者に関して、(イ)(ロ)のグラフをみると、地区社協の提供する割合が高い。**図表10 団体種別の提供量**とあわせてみてみよう。NPO法人が圧倒的に多く、地区社協はその他の団体と比較すると見劣りする。しかし、1団体が実施する事業の種類豊富さについては、地区社協は特に高齢者サービスでは事業数の半分以上を担っており、その果たす役割は大きい。ただし、対象者に偏りがあり、障害者向けや外国人向けサービスは手薄である。地区社協は地域コミュニティに根ざしたものであるから、地区社協の担い手が当事者意識を持ちづらいとされる障害者や外国人向けのサービスを得意としていないのではないかと考えられる。また、ボランティア団体は、回数、時間共にNPO法人と比較して相対的に低いですが、事業数は多く、その対象者も社協と反対に、障害者や外国人に対するサービス提供者としての割合が高い。

図表10 団体種別の提供量



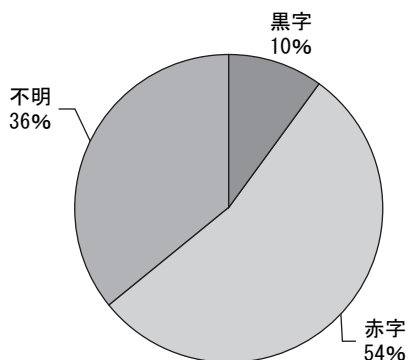
(4) 収入と支出 [図表11~19]

本調査では、団体の会計ではなく、団体が行っている事業ごとの収支を調査した。そのため、事務所維持費や各種保険等については、このなかに算入されていないものもある。また、ボランティア団体のなかには、1団体で単一の事業しか行わないものもある。この場合には、上述の事務所維持費等も事業収支のなかに組み入れているものもある。このように、市民団体の行う事業については、収支を掴もうとする場合にはこのような調査困難性が存在するが、「必要とされる支出に対して収入が少なく、従事者に負担を強いている」と一般的にいわれる市民による事業について、この調査によって少なくともその実態の一端を示すことができたのではないかと考える。

以下では、市民による福祉サービス全体の収支状況や、事業ごとの特徴、その収入もと、特に補助金の有無による影響等についてもみていく。

## ① 収支状況 [図表11]

図表11 採算割合



今回の調査で回答を得られた267事業について、事業ごとの収支をみると（図表11 採算割合）、収入が支出を上回った事業（黒字）の割合は全体の10%に過ぎなかった。不明の36%の事業については、事業ごとの収支状況をそもそも記録していなかったり、収入、支出のいずれかについては回答を得られなかったものである。当然のことであるが、個人や2～3人で行っているようなボランティア活動は、自分の財布から出しているため、そもそも事業の収支を把握していないケースが多くあるためである。なお、中間報告では、金額に換算できる調査結果に限定して報告しているが、現場では金銭による収入ではなく、物品によって対価とすることも行われている。物品とは、例えば点字用の特殊な用紙などがあつた。

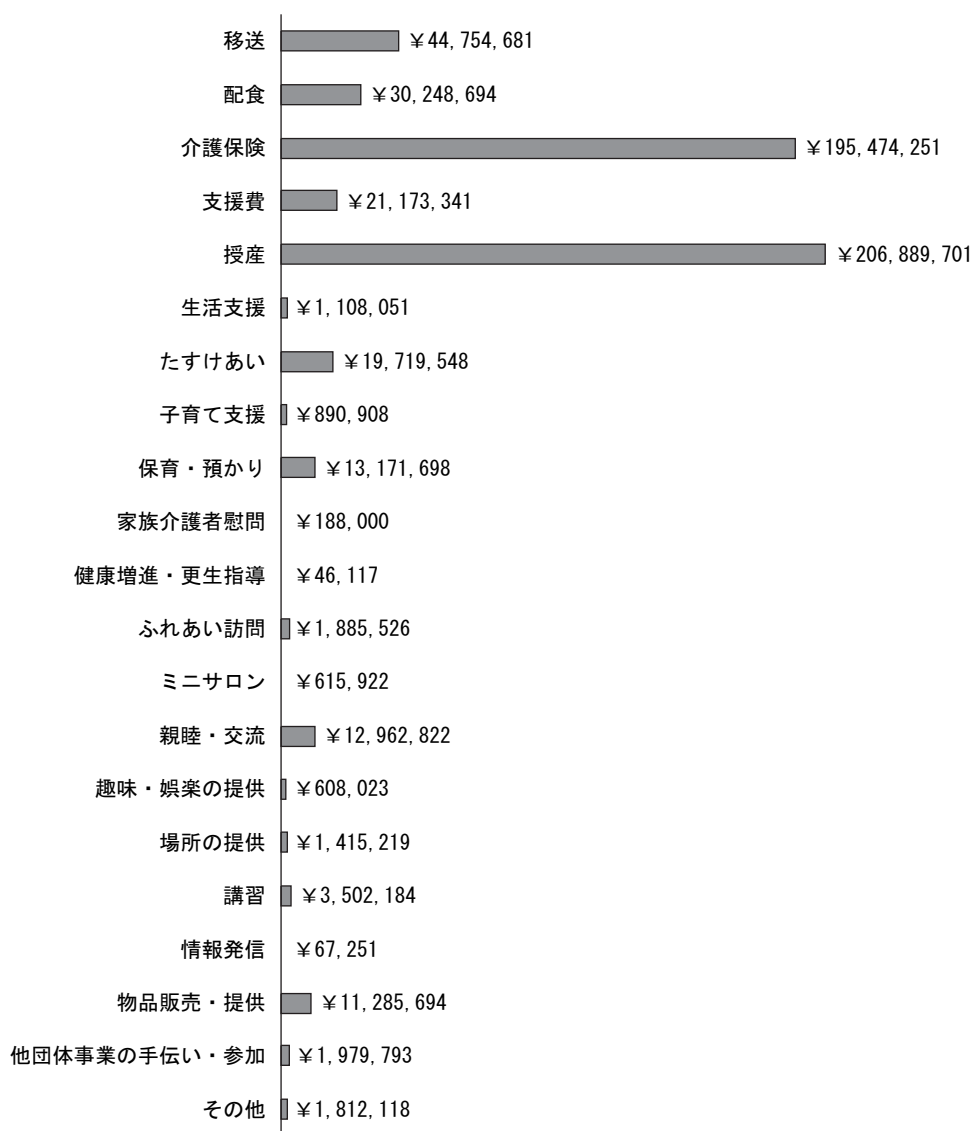
この36%の不明分を除いた場合、収支が明らかになっている事業のうち支出が収入を上回る事業の割合（赤字率）は85%に達する。圧倒的に多くの事業が不採算であることが図表11から分かるが、その分すべてを提供者が負担するものではない。市民活動は基本的に営利目的ではないため、黒字事業の利益分を団体が行う他の赤字事業にあてることで団体としての収支を保つ例が多いためである。また、団体に対する補助金は、個別事業の収入として振り分けることができなかつたため、ここに算入されていないことも赤字率の高さに影響していると思われる。

## ② 事業 [図表12]

事業区分別に総支出額をみると（図表12 事業規模（総支出））、第1に、介護保険と授産事業が飛び抜けて大きな事業規模を持っていることが分かる。これらは

いずれも介護保険料や、市および県が全面的に補助を行っている事業である。公共サービスの総量は、公費負担が鍵であることが分かる。授産事業は40人ほどのスタッフによって担われている事業だが、スタッフのほとんどはフルタイムの職員（指導員）であるため、その賃金によって支出額がふくらんでいる。

図表12 事業規模（総支出）



第2に、配食や物品販売は原料を市場から調達する必要があるため、提供量に対して支出額がやや多くなっている。他方、移送や保育・預かり等の人的サービスによる事業は、提供量に比べて支出額の規模が比較的少ない。それでも移送や保育・預かりは有償ボランティアとして行われているものが多いために、ある程度の規模が数字として表れている。しかし、それ以外は提供者が無償でサービスを提供しているものが多く、ほとんど人件費が算入されていない。提供者負担によっては、サービスの総量には限りがある。

第3に、親睦・交流は実際に必要とされる額は大きいものと思われるが、旅行へ行ったり、バーベキュー等の催しを行う場合の交通費、宿泊費等は、利用者の「実費負担」という名目で相殺させて会計に計上しないなど、数字として把握されない例が多くみられた。また、たすけあい事業についても、住宅修繕のように経費のかかる活動を行っているものは、「実費負担」として組織としての会計に含まないために、数字として表れていない。

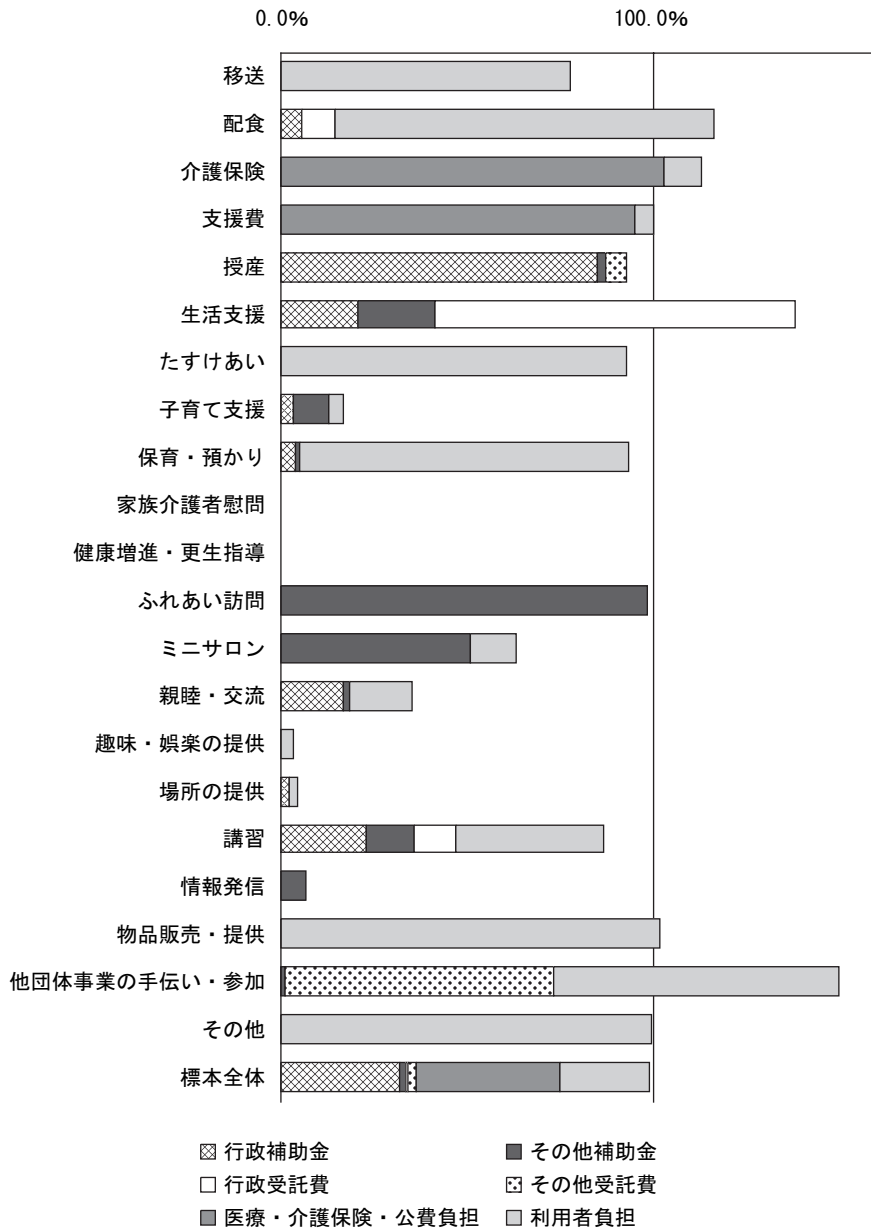
### ③ 収入もと〔図表13・14・15〕

**図表13 支出に占める収入もとは**、支出を100%とした際の収入の割合を費目毎に足し合わせたものである。支出額と同じだけの合計収入がある場合100%となるため、それより少ないと採算割れになる。今回の調査で得られたすべての事業の収支を足し合わせると、98.9%となり、ほぼ収支プラスマイナスゼロであるといえるものの、事業毎にみた場合、それぞれ全く異なった収支状況になっている。

このグラフから、配食、介護保険、生活支援、物品販売・提供、他団体事業の手伝い・参加以外のすべての事業が採算割れであることが分かる。このグラフでは家族介護者慰問、健康増進・更生指導には収入がないことになっているが、これらは地区社協の事業で、地区社協としての予算で行われている。地区社協の事業のうち、市や市社協からの個別の補助事業として行われているふれあい訪問やミニサロン事業以外については、団体に対する補助金で賄われているために、単独の事業で採算を取る必要がないことが、このように収入の全くない事業を維持させている。

地区社協が関与していない事業で、支出が収入を大きく上回る事業も存在している。親睦・交流事業、趣味・娯楽の提供、場所の提供、情報発信の各事業は、特に収入の割合が少ない。サービスの担い手と受け手が重なるようなサービスで特にそのような傾向があるように思われる。

図表13 支出に占める収入もと



図表14 収支割合

	収支（円）	事業高（総支出）に占める割合（％）
標本全体	▲ 7,053,850	-1.2
移 送	▲ 10,001,719	-22.3
配 食	△ 5,021,653	16.6
介護保険	△ 25,707,524	13.2
支 援 費	△ 0	0.0
授 産	▲ 14,948,009	-7.2
生活支援	△ 420,875	38.0
たすけあい	▲ 1,455,038	-7.4
子育て支援	▲ 741,348	-83.2
保育・預かり	▲ 897,023	-6.8
家族介護者慰問	▲ 188,000	-100.0
健康増進・更生指導	▲ 46,117	-100.0
ふれあい訪問	▲ 33,926	-1.8
ミニサロン	▲ 226,822	-36.8
親睦・交流	▲ 8,401,392	-64.8
趣味・娯楽の提供	▲ 586,823	-96.5
場の提供	▲ 1,349,219	-95.3
講 習	▲ 455,917	-13.0
情報発信	▲ 62,851	-93.5
物品販売・提供	△ 213,650	1.9
他団体事業の手伝い・参加	△ 987,811	49.9
そ の 他	▲ 11,159	-0.6

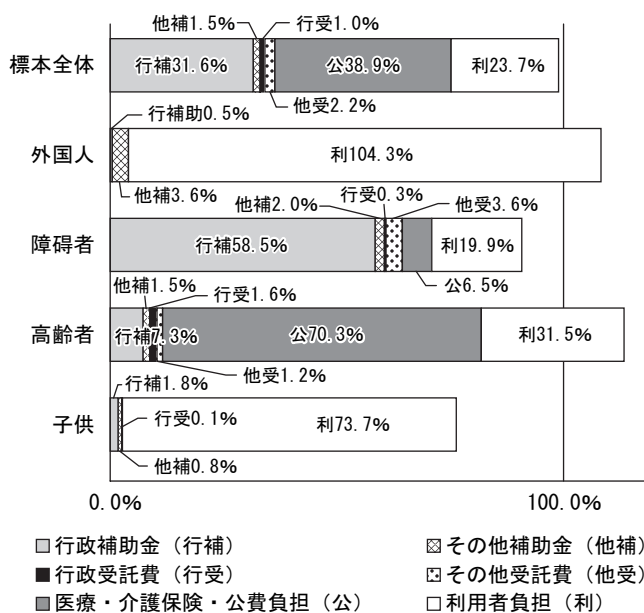
また、黒字事業は少ないものの、図表14 収支割合にあるように、介護保険事業などは事業規模がそもそも巨大であるために、13.2%ほどの収入超過で2,500万円あまりの利益となっている。全体で見ると、その他の多くの事業で少しずつ出している赤字を、介護保険事業の収入が帳消しにしている。しばしば語られているような、「介護保険で稼いで、他の事業に回す」という姿が確認されたといえる。

収入もと（図表15 対象者別収入もと）についてみると、介護・医療・公費負担（38.9%）、行政からの補助金（31.6%）の割合が大きく、この2つで7割を賄っている。市民による福祉サービスは行政無しには成り立たないことが改めて確認で



きる。ただし、公費負担については授産事業と支援費の2事業に対するものであり、行政補助金の多くは授産事業に対するものである。これらは行政サービスを外部化させたものとみることできる。また、ふれあい訪問やミニサロン、講習会等にみられる補助金・その他という費目は、ほとんどが市社協による補助であり、またその多くは地区社協によって担われている。市民事業における社会福祉協議会の役割は無視できないものとなっている。「新しい公共」を目指している途上ではあるが、現状をみる限り、福祉サービスの量的な面では、行政・社協という古くからある機関による財源支援の重要性を示すものである。

図表15 対象者別収入もと



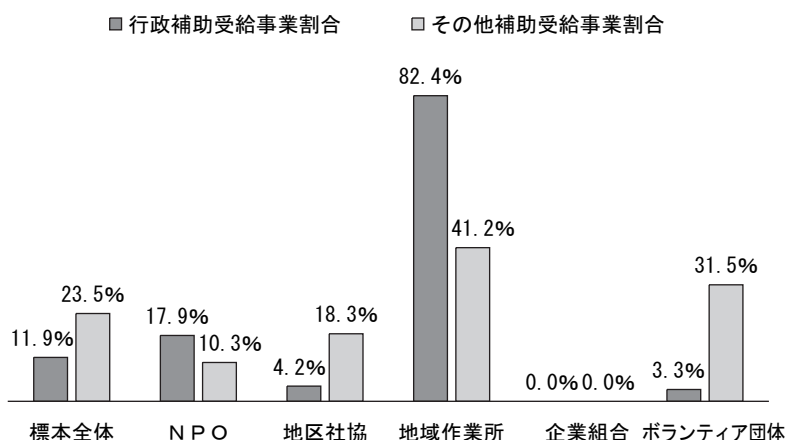
対象者別に収入もとをみた場合（図表15）、子ども向けサービスと外国人サービスはほとんどが利用者負担であるのに対し、高齢者向けサービスの70.3%が介護保険、障害者サービスの58.5%が授産事業への行政補助金である。

高齢者や障害者へのサービスが行政による補助を多く受けているのは自明のことである。子ども向けサービスについて行政の補助がほとんど無いのは、保育園、幼稚園や学校教育など、行政が直接サービスを提供しているため、市民が行うサービスと行政が行うサービスとの間に明確な境界があるからとみるべきであろう。これに対して

外国人向けサービスの場合、多くが日本語講習のテキスト代であるとか、交流会の食費等を利用者が全額負担するサービスとなっていて、行政が直接補助を行うことは少ないという結果になっている。これらの結果は、公的負担の予算資金配分がどのようになされているのかということが重要であることを示唆していると思われる。

④ 補助金 [図表16・17・18・19]

図表16 補助金受給事業割合



団体の種類ごとに、どのくらいの割合の事業が補助金を受けているのかを表したのが図表16 補助金受給事業割合である。一見して分かるように、地域作業所が突出して多くの事業に補助金を得ている。地域作業所は授産事業とレクリエーション事業のみを行う団体であることが多いため、補助金受給事業割合が高くなる。地区社協は団体運営のための補助金という名目で市および県から50%ずつの補助を受けている。地域作業所運営側としては、補助金は実質的に授産事業のためのものであると理解しているために、用途を自主的に制限していることが多いことが聞き取り調査で分かった。そのため、ここでは授産事業に対する補助金として換算している。地域作業所にとっての「その他補助金」とは、神奈川県身体障害者連合会である。この団体は、国の補助金の受給団体であり、それを県内の地域作業所に分配している。

図表では、地区社協は補助金受給事業割合が低くなっている。これは、地区社協の運営は市社協からの社協費割戻金によるものであるためであり、個別の事業に補助がつくものは少ないからである（地区社協の財源については後述する）。

また、企業組合は補助金を受けていないが、神奈川県ワーカーズ・コレクティブ連合が立ち上げに際して融資を行う制度を有しており、ワーカーズ・コレクティブとしてのつながりで資金面での援助を受けている。

ボランティア団体の「その他補助金」は、ほとんどが市社協からの補助金で、1団体ごとに支給される額はわずかなものである。活動の大小に応じた額というよりは団体単位で決められた額の支給を受けている。また、金銭以外で行政・他団体から受けている支援の内容については、福祉車両、会議室・会場、用具・機材といったものがあげられた。

次に、団体の種類ごとにどの位の単位の額を受給しているのかを表したのが、**図表17 補助金を受けている事業（2005年度）**である。地域作業所の受給額が突出して大きい。NPO法人への行政による補助金には、協働事業関連のものも含まれ

**図表17 補助金を受けている事業（2005年度）**

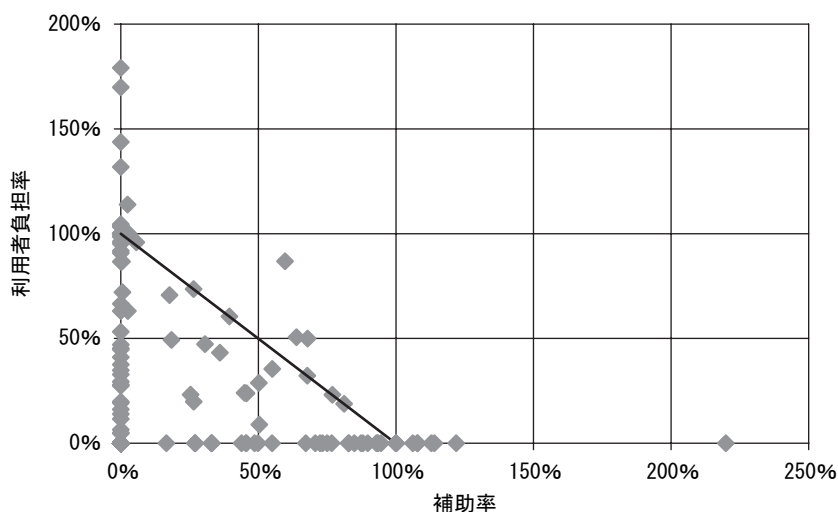
	事業数	団体数	総額
行政補助金	27 11.9%	21	¥182,463,935
NPO	7 17.9%	5	¥4,451,200 2.4%
地区社協	3 4.2%	3	¥60,000 0.0%
地域作業所	14 82.4%	10	¥177,643,735 97.4%
企業組合	0 0.0%	0	¥0 0.0%
その他ボランティア団体	3 3.3%	3	¥309,000 0.2%
その他補助金	53 23.5%	38	¥9,084,771
NPO	4 10.3%	4	¥629,185 6.9%
地区社協	15 18.3%	9	¥2,683,600 29.5%
地域作業所	7 41.2%	7	¥5,369,600 59.1%
企業組合	0 0.0%	0	¥0 0.0%
その他ボランティア団体	29 31.5%	20	¥954,386 10.5%

る。1団体あたりの平均受給額は60万円強となる。一方でボランティア団体の補助金は、行政から受給している事業で平均10万円、その他の団体（市社協）からのものは1事業平均5万円となっていて、団体の種類ごとの差がかなり大きい。

**図表18 補助率と利用者負担率の関係**は、事業ごとに、支出に対して何割の補助金を受け（横軸）、また利用者負担を何割としているのか（縦軸）をプロットした散布図である。斜めに引いてある直線は、補助金と利用者負担を足すと100%になるライン、すなわち補助金と利用者負担で採算が取れるラインである。直線よりも原点側に存在する点（事業）は採算割れしている。その他の収入費目としては受託費があるが、ここでは受託費を得ている事業については表示から外してある。

一見して、補助金をもらいつつ利用者負担を求めている事業が少ないことが分かる。事業への補助金が利用者負担を軽減させる役割を持っていることが考えられる。

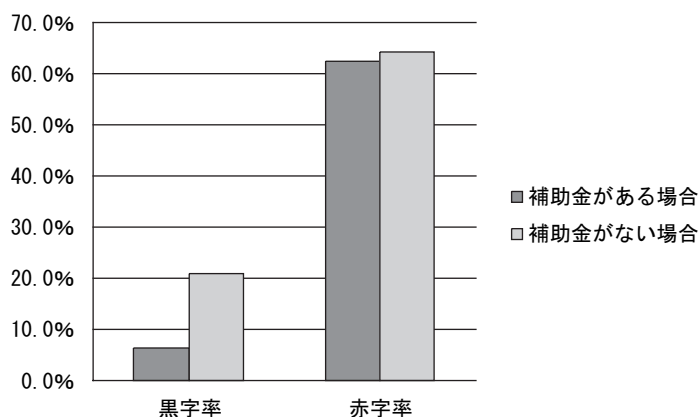
**図表18 補助率と利用者負担率の関係**



- ※ 1つの点は1つの事業を表す。
- ※ 線は、 $Y = -X + 100\%$ の直線。すなわち、直線より原点側にある点（事業）は補助金と利用者負担を足し合わせても支出額に満たない（不採算）事業である。
- ※ 補助率220%、利用者負担率0%の点はやまと災害ボランティアネットワークの災害体験フェア事業。今年は天候の影響もあって参加者が少なく、見積もりを大幅に下回ったため。

では、補助金は事業の採算性にはどのような影響を与えているのであろうか。図表19 事業補助金の有無と収支は、補助金を得ている事業と、得ていない事業で黒字になる率と赤字になる率を比較したものである。このグラフをみると、補助金を受けているから採算がとれるようになるというわけではないようである。補助金は、元々単独で行っては採算がとれないような事業について、市民団体が何らかの資金援助を求める場合や、行政が政策的に事業を誘導する目的で給付されるものであるから、補助金を得れば事業をやりやすくなることはあるが、利益が出るほど給付されるわけでもない。

図表19 事業補助金の有無と収支

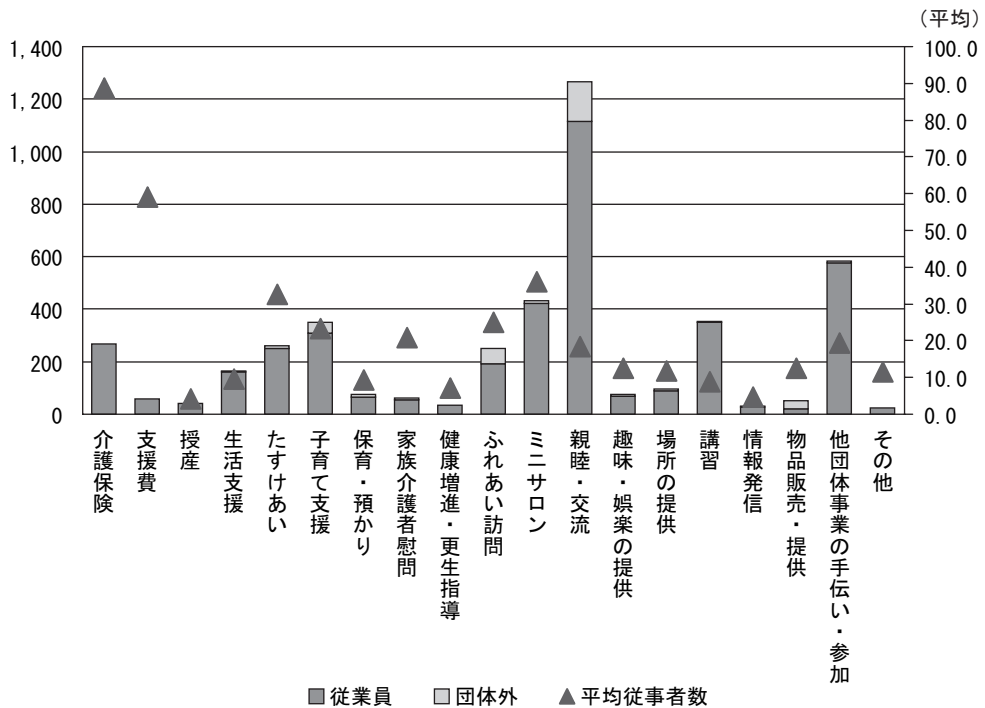


#### (5) 従事者 [図表20・21]

事業分類別に従事する人数を比較した場合（図表20 事業分類別従事者数）、親睦・交流事業が圧倒的に多くの従事者によって担われていることが分かる。親睦・交流事業は、実施数においても全体で最も多い事業である。一方で、平均従事者数にあるとおり、ひとつひとつはそれほど大きな規模の事業ではなく、実施団体および事業数の多さが従事者数の大きさに影響を与えていることが分かる。市民活動で最も多い親睦・交流事業は、のべ時間や収支は低いが、提供者（従事者）と対象者は幅広く多いという福祉サービスである。

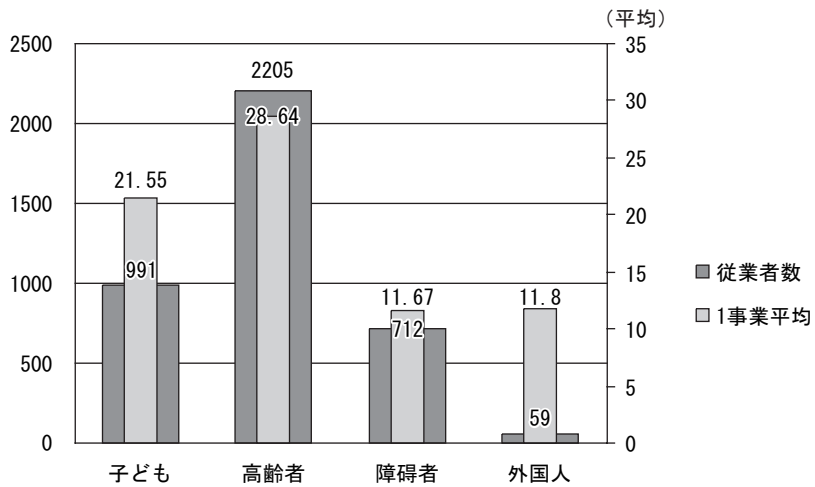
平均従事者数では、介護保険や支援費、ミニサロン事業が大きい。1事業あたり従事者が大きいことは、大規模な事業者が携わっていることを表す。これらの3事業は、いずれも公的支援に依拠するところの大きなサービスである。

図表20 事業分類別従事者数



※ 平均従事者数とは、従業員数の合計を事業数で割った値である。

図表21 従事者数



**表2 大和市の基礎統計**をみると、子どもと高齢者が同数程度、障害者と外国人が同数程度だが、子ども・高齢者と障害者・外国人の間には大きな人数差があることが分かる。**図表21 従事者数**に示されるサービス従事者数の分布は、市内の対象者数の分布とは大幅に異なっている。高齢者向けサービスを行う人数が他に比べて圧倒的に多く、また外国人向けサービスが圧倒的に少ない。資金面だけでなく、人材資源配分においても明らかとなったということである。対象者の人数をそのまま潜在的なサービス需要量と置き換えることはできないが、対象者数と従事者数の間の乖離の要因を考えると、介護保険等の公的補助があるサービスが大きな役割を果たしていることや、外国人に対する認知度の低さが影響していることなどが推測される。また、子どもに対するサービス従事者の数があまり多くない点については、学校等の公的サービスが整っている点が考えられる。公的サービスに頼らない育児についても、介護保険が導入された高齢者向け介護等と比較すると、家庭からの外部化が進んでいないために市民サービスが必要とされていないと考えられている点など、その他の要因も影響していると思われる。

1 事業あたりの平均従事者数では、子ども・高齢者向けサービスと、障害者・外国人向けサービスとの間に大きな差がみられる。子ども・高齢者向けサービスは、介護保険事業者や地区社協といった大きな組織が主な担い手である。これに対し、障害者や外国人向けのサービスは、比較的小規模な団体が担い手であるからと考えられる。外国人向けサービスは、従事者数自体は少ないが、これは事業数がそもそも少ないからであって、個々のサービスを提供するためには一定程度の規模が必要であることも分かる。

## 4. 団体の特徴

ここまで、事業に着目した調査結果を報告した。次に、団体の種類ごとの特徴について、改めて整理する。それぞれの団体に関する調査結果の詳細な論証・分析は別稿の最終報告で行うため、ここでは要点を述べるにとどめる。

### (1) NPO法人

大和市に本拠を置き、福祉サービスを提供しているNPO法人は、調査時点では21団体あり、そのうち本調査では13団体から調査協力を得られた。団体の種類ごとに比

較した場合、その他ボランティア団体の45団体に次いで、2番目に多く回答を得ることができた。

調査結果によれば、NPO法人は、介護保険のサービス事業者として提供している事業や移送サービス、保育・預かり等の事業を主に展開しており、事業としては規模が大きく採算の取れるものが比較的多いが、同時にたすけあいサービス等、サービスの受け手のニーズに合わせた採算の取れない事業にも取り組んでいるのが特徴である。これは、介護保険サービス等の公費負担のある事業を実施することで一定の利益を上げながら、たすけあいサービス、患者会活動、他団体への支援事業等、採算は合わないがNPO法人となる前から行って、その団体のミッションを体現しているような事業を継続して実施しているNPO法人が多いためである。

大和市では、市内最大の介護保険事業者である想や、全国に先駆けて介護移送を事業化したケアびーくるをはじめとして、規模が極めて大きく組織化されたNPO法人が活動しているため、提供のべ人数、提供のべ時間、提供のべ回数等の指標に表れているように、提供しているサービスの量は非常に多い。ただ、NPO法人の実施事業数は39事業で、本調査で把握できた267事業の内の約15%を実施しているにとどまり、サービスの広がりという面からみると、NPO法人が提供しているサービスの種類は必ずしも多くはない。

## (2) 企業組合

本調査の対象団体となった企業組合は、市内で活動しているワーカーズ・コレクティブが企業組合の法人格を取得したものである。2団体は、それぞれ配食サービスを運営する団体であり、他の市民活動団体と比べると、比較的営利性の高い活動を展開している。ただし、利益の分配は行わないため、材料や商品の経費を含んだ原価率が一般的な営利企業と比べて割高であることや、店舗を地域に開放している等の特徴があり、他の市民活動団体や営利企業とは一線を画している。また、市内で福祉サービスを提供するワーカーズ・コレクティブによってコミュニティ・オプティマム福祉地域協議会・大和が組織されており、その会合を定期的に行って情報交換を進め、事業展開のきっかけを作り出している。



### (3) 地区社会福祉協議会

地区社協は、地区内の居住者や公私の社会福祉団体・施設の代表者等を会員として組織する団体である。神奈川県下では地区社協が組織化されていない市町村もあるが、地域住民が主体的に地域福祉活動を進める場として、1979年から11年かけて大和市内全域に11の地区社協が設立された。

決算書ベースでの11団体合計の収入（繰越金を除く）は16,783,391円（1団体平均1,747,811.3円）、支出は17,478,113円（1団体平均1,678,339.1円）に上っている。地区社協の主な財源としては、市社協および市からの事業助成金や市社協からの福祉団体活動助成金といった補助金の他、会員会費としての性格を持つ市社協費割戻金というものがある。この市社協費割戻金の仕組みは、各自治会が、自治会費と共に集める市社協費（一般会費300円、賛助会費1,000円、特別会費5,000円）のうち、一般会費および特別会費の4割、賛助会費のうち6割を当該自治会エリアの地区社協に対して割り戻すというものである。自治会を通じた会員会費の徴収や補助金等の収入によって、他の種類の団体よりも安定した財政基盤を築いているのが財政面での特徴である。

地区社協は、親睦・交流事業やミニサロン事業を展開しているが、これらは数10人規模の従事者を必要とする事業である。そのため、登録ボランティアを80名以上確保している地区社協もあり、ボランティアの発掘や活動支援を行うボランティア担当を設置するとともに、ボランティア同士の交流会を定期的に関き、事業の担い手を確保する工夫を積極的に行っている地区社協もある。

これらの財政力やボランティアの動員力等を背景としながら、地区社協は11団体合計で69の事業を行っており、本調査において1団体で行っている平均事業数が最も大きい事業主体となっている。他の種類の市民活動団体と比較すると、高齢者や子ども・親に対するサービスの多さが特徴になっているが、これは高齢者や子ども・親向けの親睦・交流事業を11の地区それぞれで実施しているためであり、さらに高齢者向け事業では、事業助成金が交付されているふれあい訪問事業およびミニサロン事業が各地区社協で実施されている。

各地区社協の事業は、事業内容が同じであったり類似するものが多いが、地域住民の個別ニーズに対応するたすけあい事業に取り組み、成果を上げ始めている地区社協もある他、障害者向け事業を実施している地区もあり、全体として数は少ないものの独自性のある事業も行われている。

#### (4) 地域作業所

地域作業所は、一般就労が難しく、また家庭以外に日常生活を送る場がない障害者を抱える親たちが、民間アパートを借りて子どもたちの居場所づくりをしたのが始まりとされる。現在は、大和市障害者地域作業指導事業実施要綱に基づき、市が設置している。地域作業所は10箇所あり、うち7箇所の事業実施主体は、知的障害者の親などが組織する大和市心身障害児者福祉団体連合会となっている。他の地域作業所は、神奈川県精神障害者家族会連合会のメンバーが設立したNPO法人等によって運営されている。また、地域作業所は、市や県からの補助金によって運営されており、指導員と呼ばれる常勤・非常勤のスタッフが障害者の作業をサポートしている。

地域作業所における授産事業は、企業から受注した軽作業が中心となっているが、利用者の意欲や技能に応じて、自主製品として織物や木工加工品等、独自の製品を作り販売している地域作業所もある。また、レクリエーションや生活訓練のための調理実習等、親睦・交流事業も行われており、特に精神障害者を対象とした地域作業所では、日常生活の訓練として、半日近くを親睦・交流事業に充てている場合もある。提供しているサービスは主として授産事業と親睦・交流事業であって、事業の種類は少ないものの、それぞれの対象者は継続して各地域作業所で過ごしているため、授産事業については提供量に関する多くの指標で上位に現れている。

また、数字には表れていないが、近年、地域の祭りへの参加等を通じて地域社会との交流を図る努力が指導員たちによってなされている。

#### (5) その他ボランティア団体

本調査では、保健福祉センターや生涯学習センターを活動場所として登録している団体を対象とした。上述の4種類の事業主体には当てはまらないその他団体であって、その活動内容や対象は非常に多様である。調査への協力が得られた45団体で、109事業が行われていることが確認されたが、調査不能の団体も多く、活動の存在を把握できなかった団体も多いため、本調査でその他ボランティア団体の活動を網羅的に把握できたとはいえない。

全国規模の連合団体の下部組織、大和支部として活動を行う団体もあるが、全体的にみればそのような団体は少数である。

その他ボランティア団体は法人格を持たないので介護保険等の公費負担を伴って制度化された事業は行えず、また概して組織化されていないために移送サービスのよう

な大規模な事業を行うことはできない。活動の原資はサービス提供者自身の負担によるところが大きい。

提供者は共通の趣味・関心分野を持って社会貢献を行いたいと考える人同士であるために、特定の地縁的基盤を持たない場合が多い。また、提供者はNPO法人等に所属して活動を行ってきた経験を持つ人も多く、そういった人物を中心として、他の市民活動団体や行政のセミナー等の催しで知り合った人たち同士で団体を設立し、活動を行うようなものが多い。団体の設立は気軽に行えるために、設立、消滅のサイクルが把握しづらい。

その他ボランティア団体は、NPO法人や行政が行う活動で担いきれない、雑多な需要を満たす活動を広く薄く行う主体として位置づけられる一方で、提供者の発意によって行われるために、地域における需要とボランティア団体による供給との間に、どの程度の応答性があるのかを推し量ることは困難である。

## おわりに

以上、大和市の福祉分野における市民活動調査の中間報告を行った。本調査は、「新しい公共を創造する市民活動推進条例」や協働事業等によって、市民活動を推進する大和市に着目して調査を行った。上記の諸制度は市民の担う公共サービスのいくつかを広く認知させる役割を果たしたと思われるが、本調査によって、大和市における「新しい公共」の実際的一端として、制度発足以前より市民団体が広く深く地域に根ざした活動を行ってきたことを確認することができた。

サービスの広がりに関しては、大和市の福祉分野における市民活動では、81団体によって実施されている267事業を把握し、これを21事業に分類することができた。2000年の市の報告書では団体の活動分野の集計結果までであったが、本調査では、福祉分野において各団体が実施している事業内容まで明らかにした。これによって「場所の提供」といった従来のカテゴリーでは浮かび上がりにくいものや、数的に把握しづらい「生活支援」などの事業についても光を当てることができた。そして、この分類によって、量で計ることが難しい市民活動を数的量的に分析することができた。

集計結果によって、大和市におけるNPO法人と地区社協の役割が明らかとなった。NPO法人は、介護保険のような大規模で採算のとれる事業と同時に、たすけあいのような

採算はとれないがミッション性の高い事業も継続して実施していた。地区社協は1979年から11年かけて市内全域に設立され、各地域における福祉サービスを担う役割を果たしていた。高齢者や子ども・親に対するサービスを中心に、多数の事業を行っている点が特徴であった。

資金についてみても、「介護保険で稼いで、他の事業に回す」実態や、行政の補助金の割合からみて、市民による福祉サービスは行政無しには成り立たないことなどを、数的に確認することができた。

以上、中間報告では、市民活動団体提供サービスにおける資金や人員の資源配分の状況が明らかとなった。最終報告では、大和市の特徴や、聞き取り調査によって明らかとなった各団体の具体的な特徴についても報告を予定している。

(みつもと のぶえ (財)地方自治総合研究所研究員)

※ なお、本論文の調査データの分析については、自治総研チームの堀内匠 ((財)地方自治総合研究所研究員補) が担当した。

資料：大和市における市民活動団体のサービス調査票

貴団体の行っている事業について伺います。ひとつの事業ごとに一枚の用紙を用いて記入してください。貴団体が複数の事業を行っている場合、一枚に複数の事業を書きこまず、別の用紙を用いてください。

事業名： \_\_\_\_\_

1. この事業で提供するものやサービスは何ですか。具体的にお書きください。

[ \_\_\_\_\_ ]

2. 貴団体は、この事業でどのくらいのサービスを提供していますか。平成17年度（17年度のデータがない場合には、直近のデータ）で把握しているものをすべて記入してください。当てはまる適切な単位がない場合、その他欄にお書きください。

年間（のべ）	1単位あたり平均時間	1単位あたり対象人数
1年で、のべ 件(回)	1件(回)あたり平均 時間	1件(回)あたり対象とするのは 人
1年で、のべ 日	1日あたり平均 時間行う	1日あたり平均 人
1年で、のべ 個・部・食		1度に平均 個・部・食
その他（単位： ） （ ）	（ ）/時間	（ ）/人

3. この事業をどんな人に提供しましたか。平成17年度（17年度のデータがない場合には、直近のデータ）ベースで、あてはまる対象者にチェックを入れ、会員数と、のべ人数を記入してください。不明の場合は不明とご記入ください。

	対象に印	対 象 者		その保護者・付添人等		
		会 員	のべ人数	会 員	のべ人数	
子ども (18歳未満)	小 計	<input type="checkbox"/>	人	人	人	人
	就学前	<input type="checkbox"/>	人	人	人	人
	就学後	<input type="checkbox"/>	人	人	人	人
妊 婦		<input type="checkbox"/>	人	人	人	人
高齢者	小 計	<input type="checkbox"/>	人	人	人	人
	要支援・要介護	<input type="checkbox"/>	人	人	人	人
障がい者		<input type="checkbox"/>	人	人	人	人
外国人		<input type="checkbox"/>	人	人	人	人
その他 (具体的に： ）		<input type="checkbox"/>	人	人	人	人
合 計			人	人	人	人

4. 平成17年度（17年度のデータがない場合には、直近のデータ）に、この事業を行うために要した費用の総額と、この事業の収入の内訳を決算ベースでお教えてください。不明の場合は不明とご記入ください。

<p>その他（貴団体の負担）</p> <p>合計 _____ 円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>内訳（当てはまるものをチェックしてください）</p> <p><input type="checkbox"/> 会費</p> <p><input type="checkbox"/> 寄付金</p> <p><input type="checkbox"/> 共同募金分配</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>[ _____ ]</p> </div>		<p style="text-align: center;">A</p> <p><b>補助金</b></p> <p>・行政からの補助金 _____ 円</p> <p>・その他補助金 _____ 円</p> <p>合計 _____ 円</p> <hr/> <p><b>受託費</b></p> <p>・行政からの受託費 _____ 円</p> <p>・その他受託費 _____ 円</p> <p>合計 _____ 円</p> <hr/> <p>介護・医療保険報酬・公費負担 _____ 円</p>
--	--	--

4-D. 事業のために要した額の算出方法をお書きください。（総務費の扱い等）

[ \_\_\_\_\_ ]

4-A. 平成17年度にこの事業を行うにあたって行政・他団体から受けているひと・場所・もの等の（金銭以外の）支援の内容をお教えてください。

- （記入例）① ○○団体からの車両の提供  
 ② △△市から事務室貸与に関する優遇

[ \_\_\_\_\_ ]

4-B. 利用者負担がある場合、この事業の料金体系をお教えてください。また、別途料金表を提供していただける場合、その旨を記載した上で添付してください。

[ \_\_\_\_\_ ]

添付あり／なし

5. 貴団体でこの事業に従事している人数を教えてください。

従事している人 \_\_\_\_\_ 人      団体外のボランティア等 \_\_\_\_\_ 人